

代表質問

本市の新型コロナウイルス感染症対策としての確な状況把握と判断を



動画視聴

民主・護憲クラブ
松尾 哲也 議員新型コロナウイルス
感染拡大

問 市内事業者に与える影響についての現状認識は。

答 飲食店をはじめ、関係業種にも影響を与えている。

問 ワクチン接種に対する課題と市民への情報提供は。

答 医療関係者の確保、ワクチンの分配量など、各自治体から懸念の声が上がっている。国から連絡があり次第、市民に周知し、医師会と協議を行いながら、準備を進めたい。



問 ワクチンの接種方法は。また、65歳未満の市民の接種時期は。

答 接種方法は医師会と協議中。65歳未満の接種時期について、国は明確にしていない。

問 医療機関へ自力で行けない市民への対応は。

答 医師による訪問や福祉サービスの利用、何らかの交通

手段で会場まで連れていくことを検討する必要がある。

問 ワクチンの保管場所から接種会場への輸送方法は。

答 職員が責任を持って配送することを基本として、タクシーの利用も検討している。

再発言 24時間輸送体制が取れるタクシーの利用を検討してほしい。

問 市民が安心して接種できるように、市長からメッセージを。

答 市民の大きな期待を感じている。国から情報が示されていないが、医師会の協力を得ながら、円滑な実施に向け全力で取り組む。

豪雨災害の今後の取組

問 検証委員会から提言書が提出されたが、市長の所見は。

答 被害を重く受け止め、提言内容の検討を行い、速やかに対策を進めていく。

問 避難所の空調についての考えは。

答 空調のある教室も利用し、長期化する場合は、レンタル機材も含めて対策を講じる。

問 ペットの同行・同伴避難についての検討状況は。

答 受入れ可能な避難所について検討し、周知を行う。梅雨までにはマニュアル等を作成し、職員へ指導したい。

過疎新法による影響

問 過疎地域から卒業団体になった場合の本市への影響は。

答 平成22年から過疎地域に指定され、約133億円の過疎債を発行している。経過措置が設けられ、6、7年は過疎債の発行が可能のようだが、経過措置終了後は、公債費負担の増加が見込まれる。

問 経過措置中の過疎債発行額への影響は。

答 経過措置中は発行額の上限が基準額の500%とされ、概算で100～125億円程度発行できると考えている。

問 今後の建設事業に対する影響は。

答 過疎債は少なくとも、令和8年度までは発行できると見込んでおり、(仮称)総合体育館や新産業団地の建設に影響はない。学校再編や新たなごみ処理施設建設は、過疎債以外で交付税措置の有利な起債の活用を検討していく。

学校の安全

問 市内小中学校の防犯カメラの未設置は29校中21校と近隣市町に比べ圧倒的に少ないが、設置についての考えは。

答 防犯カメラは、児童生徒の安全・安心の観点から効果がある。予算措置等については協議・検討していきたい。

再発言 県に上限20万円で2分の1の補助金があるため、レンタルを含め設置の検討を。